

## 能美市見本市等出展事業奨励金交付要綱

### (目的)

第1条 この告示は、自社の製品又はサービスを見本市又はこれに類する展示会(以下「見本市等」という。)へ出展する事業(以下「奨励事業」という。)を行う本市において事業を営む中小企業基本法(昭和38年法律第153号)第2条に規定する中小企業者及び2以上の市内中小企業者で構成される団体(以下「中小企業団体等」という。)に対し、予算の範囲内において、奨励金を交付することにより、市内企業の積極的な市場の開拓と受注促進に資することを目的とする。

### (奨励金の交付対象者)

第2条 奨励金の交付対象となる者は、見本市等へ自社の製品又はサービスを出展する中小企業団体等で、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に主たる事務所又は工場等の事業活動を行なう建物を有し、同一事業を引き続き1年以上営む者
- (2) 能美市納税等に係る公平性の確保に関する条例(平成22年能美市条例第29号)第2条第2項各号に掲げる市税等を完納している者

### (奨励金の対象となる経費)

第3条 奨励金の対象となる経費は、次に掲げる見本市等にかかる経費のうち、消費税及び地方消費税を除いた額とする。

- (1) 小間料
- (2) 小間装飾料
- (3) 梱包料及び輸送料
- (4) 印刷費
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める経費

(奨励金の額及び交付要件)

- 第4条 奨励金の額は、前条に規定する費用の2分の1以内の額とし、1,000円未満の端数のあるときは、その端数を切り捨てた額とする。
- 2 奨励金の限度額は、別表のとおりとする。
- 3 第2条に規定する交付対象となる者が奨励金の交付を受けることができる回数は、同一会計年度において1回とする。ただし、最初に奨励金の交付を受けた年度から起算する2年度ごとの各期間において1回を限度とし、連続した年度での交付はしないものとする。
- 4 前項ただし書の規定にかかわらず、2以上の市内中小企業者で構成される団体で見本市等に出展する場合には、連続した年度で奨励金の交付を受けることができるものとする。
- 5 この奨励金は他の補助金等と重複して交付しないものとする。

(奨励金の申請及び請求)

- 第5条 奨励金の交付を受けようとする者(以下「奨励事業者」という。)は、奨励金交付申請書(様式第1号)に必要書類及び市税等完納状況調査同意書を添えて、奨励事業に着手する日の2週間前までに市長に提出するものとする。ただし、提出期限を過ぎた場合には本申請は行なうことができない。

(交付決定及び通知)

- 第6条 市長は、前条の規定により提出された申請書の内容を審査し、適当と認められたときは、当該申請者に交付決定通知書(様式第2号)を送付するものとする。

(実績報告書の提出)

- 第7条 奨励事業者は、奨励事業が完了した日から起算して1箇月を経過した日又は翌年度の4月15日のいずれか早い日までに実績報告書(様式第3号)による報告書を市長に提出しなければならない。ただし、実績報告書の提出遅延者については、奨励金交付決定を取り消しとする。

(請求書の提出)

第 8 条 奨励事業者は、奨励金の支払を受けようとするときは、請求書(様式第 4 号)を市長に提出しなければならない。

(奨励金の返還)

第 9 条 市長は、奨励金の交付を受けた者が次に該当するときは、奨励金の交付を取り消し、交付した奨励金の全部若しくは一部の返還を命ずることがある。

(1) 偽りその他不正な手段により奨励金を受けたとき。

(2) この告示に違反したとき。

(その他)

第 10 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則(平成 22 年 10 月 1 日 告示第 102 号)

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(交付要件の特例措置)

2 令和 2 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間において、第 4 条第 3 項ただし書の規定は、適用しないものとする。

附 則(平成 23 年 4 月 1 日改正 告示第 70 号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(平成 24 年 3 月 9 日改正 告示第 26 号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(平成 26 年 3 月 31 日改正 告示第 47 号)

この告示は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年 3 月 31 日改正 告示第 66 号)

この告示は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年 9 月 18 日改正 告示第 150 号)

この告示は、公表の日から施行し、改正後の能美市見本市等出展事業奨励金交付要綱の規定は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(令和3年3月31日告示第91号)

(施行期日)

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3 この告示の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別表(第4条関係)

交付要件	補助金額	備考
国外で開催される見本市等へ出展の場合	300,000円	
石川県以外の国内で開催される見本市等への出展の場合	200,000円	
国外又は石川県以外の国内で開催される見本市等へ能美市産の農畜産物の生産・加工・販売までを一貫して行う中小企業団体等で出展の場合	300,000円	申請可能回数は1中小企業団体等につき1回までとする。
国外又は石川県以外の国内で開催される見本市等への2以上の市内中小企業者で構成される団体で出展の場合	500,000円 (ただし、1企業当たりの 限度額100,000円)	